（飛行場及びその施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第四条　飛行場及びその施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十三条から第十七条まで」を「第二十八条から第三十二条まで」に、「第十三条中」を「第二十八条中」に、「第十四条」を「第二十九条」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十六条」を「第三十一条」に、「選定指針等省令第十七条第一項」を「同条第三項中「第一種飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業」と、選定指針等省令第三十二条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第二条中「第四条から第十二条まで」を「第十九条から第二十七条まで」に、「第四条中」を「第十九条中」に、「第五条第一項」を「第二十条第一項」に、「選定指針等省令第六条第一項」を「同項第二号中「対象飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業」と、選定指針等省令第二十一条第一項」に、「から第八項までの規定」を「及び第六項」に、「第七条」を「第二十二条第一項」に、「選定指針等省令第八条第一項」を「同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、選定指針等省令第二十三条第一項」に、「第九条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「第九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業」と」の下に「、同条第二項中「対象飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業」と、同項及び第四項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を加え、「同条第四項から第六項までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「第十条第一項」を「第二十五条第一項及び第二項」に改め、「同条第四項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「同条第五項及び第六項」を「同条第四項」に、「第十一条中」を「第二十六条中」に、「第十二条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）」を「令」に、「環境影響評価法（以下「法」という。）」を「法」に、「飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十六号。以下「選定指針等省令」という。）第三条」を「選定指針等省令第十八条」に改め、同条中「対象飛行場設置等事業」の下に「に」を加え、「環境影響評価法施行令」を「令」に改め、都市計画対象飛行場設置等事業」という。）」の下に「に」を加え、同条を第四条とし同条の前に次の三条を加える。

（法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の四の項のイ、ロ又ハの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業に係る飛行場及びその施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業（以下「都市計画第一種飛行場設置等事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、都市計画第一種飛行場設置等事業が実施されるべき区域の位置及び都市計画第一種飛行場設置等事業の規模（都市計画第一種飛行場設置等事業に係る設置の事業又は滑走路の新設を伴う変更の事業にあっては滑走路の長さ、滑走路の延長を伴う変更の事業にあっては延長前及び延長後の滑走路の長さをいう。以下同じ。）とする。

（計画段階配慮事項の選定等に関する指針）

第二条　都市計画第一種飛行場設置等事業に係る法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の規定による計画段階配慮事項についての検討については、飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十六号。以下「選定指針等省令」という。）第二条から第十条までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第二条中「第一種飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業」と、「法第三条の二第三項」とあるのは、「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第三項」と、選定指針等省令第三条第一項中「第一種飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業」と、「を実施しようとする者」とあるのは「に係る都市計画決定権者（以下「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」という。）」と同条第二項中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、「第一種飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画に定めない」と、選定指針等省令第四条第一項中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、「第一種飛行場設置等事業に」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業の」と、「第一種飛行場設置等事業実施想定区域」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業実施想定区域」と、同条第二項中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第五条第一項及び第二項中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、「第一種飛行場設置等事業に」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業の」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、同項中「第一種飛行場設置等事業の」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第六条及び第七条第一項中「第一種飛行場設置等事業に」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業に」と、「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、同項中「第一種飛行場設置等事業に」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業に」と、選定指針等省令第八条第一項中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、「第一種飛行場設置等事業に」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業に」と、同条第二項及び第三項中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者は」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者は」と、「第一種飛行場設置等事業に」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業に」と、同条第二号及び第四号中「第一種飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業」と、選定指針等省令第十条第一項中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、「第一種飛行場設置等事業に」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業に」と、同条第二項及び第三項中「第一種飛行場設置等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」と、同項中「第一種飛行場設置等事業に」とあるのは「第一種飛行場設置等事業に」と、同条第四項中「第一種飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画第一種飛行場設置等事業」と読み替えるものとする。